一　保安林の所在場所　大分県大分市大字岡川字延命八四三・字霊山寺境外八四五・字霊山寺八四六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八四八から八五一まで、八五二（次の図に示す部分に限る。）、八五七、八五八・字竹ノ下一八七九の四・一八八〇の一・字仁田ノ尾一八八二・一八八五の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一八八六、字一木ケ平二〇四八、二〇五三、二〇五五、二〇五八・二〇六〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字延命八四三・字霊山寺境外八四五・字霊山寺八四九・八五八（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字竹ノ下一八七九の四、一八八〇の一、字仁田ノ尾一八八二、一八八五の一、一八八六、字一木ケ平二〇四八・二〇五三・二〇五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇五八、二〇六〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び大分市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　青森県黒石市大字大川原字蛭貝澤四四の一、一四〇の一、一四二、一四三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市三ツ又字塩ケ沢二の二、二の三、二の一二、二の一三、字赤坂三の一、字手ノ又四の四から四の六まで、四の三八、四の四四、四の五六、四の五七、字手ノ又西ノ沢二四の一、二四の二、二五、字唐松三〇の二、三〇の三、三〇の六、字大倉又三〇の五、字小沢倉沢三一の一、三一の二、字セキノ沢二五六、字足沢二五七、二五八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字大田巳甲六五七の一、巳甲六五七の二、巳甲六五八の子、巳甲六五九から巳甲六六一まで、巳甲六六一の子、巳甲六六二、巳甲六六三、巳甲六六四の一から巳甲六六四の四まで、巳甲六六六の一、巳甲六六六の二、巳甲六六七から巳甲六七三まで、巳甲六七四の一、巳甲六七四の二、巳甲六七五の一、巳甲六七六の一、巳甲六七七の一、巳甲六七七の二、巳甲六七七の四、巳甲六七八から巳甲六八〇まで、巳甲六八〇の子、巳甲六八一、巳甲六八二、巳甲六八二の子、巳甲六八三から巳甲六九二まで、巳甲六九四から巳甲六九九まで、巳甲七〇〇の一、巳甲七〇〇の二、巳甲七〇一、巳甲七〇二、巳甲七〇三の一、巳甲七〇四から巳甲七一六まで、巳甲七一八、巳甲七一九の子、巳甲七二〇から巳甲七二三まで、巳甲七二四の一、巳甲七二五から巳甲七二七まで、巳甲七二八の一、巳甲七二八の二、巳甲七三〇の一、巳甲七三〇の二、亥甲二五二、亥甲二五三の一から亥甲二五三の五まで、字倉下巳乙三五一の一から巳乙三五一の三まで、字太田巳乙三五二から巳乙三五七まで、巳乙三五七の一、巳乙三五八の一から巳乙三五八の三まで、巳乙三六〇の一、巳乙三六〇の二、巳乙三六一、巳乙三六二の一、巳乙三六二の二、巳乙三六二の六、巳乙三六三の一、巳乙三六五から巳乙三六七まで、巳乙三六七の子、巳乙三六八、巳乙三六九、巳乙三六九の二、巳乙三六九の三、巳乙三六九の子、巳乙三六九の卯、巳乙三七〇、午二六七の子、午二六八の一、午二六九の一、午二七〇の子、午二七〇の丑、午二七一の子、午二七三から午二七六まで、午二七六の子、午二七七、午二七八、午二七九の一から午二七九の三まで、午二八一から午二八五まで、字轟木乙一一、字折渡亥甲一〇三、亥甲一〇五、亥甲一〇六、亥甲一〇八の一、亥乙六五の一、亥乙六五の二、亥乙六七の一、亥乙八五の一、亥乙八七の一、亥乙八七の二、亥乙九九の一、亥乙九九の二、亥乙一一二、字大すけ亥甲二一一の一、亥甲二二八から亥甲二三四まで、亥甲二三五の一、亥甲二三五の二、亥甲二三五の四、亥甲二三六の子、亥甲二三七の一、亥甲二三七の三、亥甲二三八、亥甲二三八の子、亥甲二三九、亥甲二四〇、亥甲二四〇の子、亥甲二四一、亥甲二四三から亥甲二四九まで、亥甲二五六、字幸清水亥甲二五〇、字坂下亥乙七五の一、亥乙七五の二、字大南亥乙八八の一、亥乙八九の一、亥乙九〇から亥乙九六まで、亥乙一〇〇、亥乙一〇一の子、亥乙一〇二、亥乙一〇五、亥乙一〇九、亥乙一一〇九の子、亥乙一一四、亥乙一一五、亥乙一一五の子、亥乙一一七、亥乙一一九、亥乙一二〇、亥乙一二〇の子、字庚塚亥乙一二二、字前すけ亥乙二〇四、亥乙二〇五の一、亥乙二〇五の二、亥乙二〇六、亥乙二〇六の一、亥乙二〇七の一、亥乙二〇八の一、亥乙二〇八の二、亥乙二〇九の三まで、亥乙二一六の子、亥乙二一七の一、亥乙二一七の二、字大すげ亥乙二一一の子

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市大倉五三七から五四〇まで、五四五から五五七まで、五五八の一、五五八の二、五五九、五六四、五六四の子、五六五、五六五の子、五六六、五六七の一、五六七の二、五六八から五七一まで、五八三の甲、五八三の乙、五八四から五九〇まで、五九〇の子、五九一、五九三、五九四、五九五の一、五九五の二、五九六から六〇一まで、六〇三から六〇八まで、六一〇、六一八、一三二〇の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）